

奨学金等の返還を支援します!!

令和8年度

佐渡市UIターン者奨学金返還支援事業



佐渡市にUIターンして就労している方の、奨学金の返還を予算の範囲内で補助します。

■補助金額および補助期間

U<Uターン者>

申請年の前年に返還した奨学金の額
および利息相当額

年額30万円を上限とする

※交付を決定した年から起算して20年以内とする

I<Iターン者>

申請年の前年に返還した奨学金の額
および利息相当額

× $\frac{1}{2}$

年額15万円を上限とする

※交付を決定した年から起算して10年以内とする

<対象奨学金>

- ・日本学生支援機構の奨学金(第1種・第2種)
- ・佐渡市奨学金(令和5年度以降、新規で貸与の開始がされたもの)
- ・各大学、都道府県、公益法人等が行う経済的事由により修学に困難がある者に貸与する学資

対象者

<Uターン者>・・・次の(1)又は(2)に該当し、(3)(4)を満たす方

- (1) 過去に本市に住民登録があり、本市に転入する前の直近1年間、連続して市外に居住していた方で令和3年1月1日以降に本市に住民登録された方
- (2) 伝統文化と環境福祉の専門学校、又は佐渡保育専門学校を卒業された方
- (3) 申請年の1月1日に45歳未満で本市に住民登録があり、現に居住し就労している方
- (4) 住民登録の日から3年を超える期間、本市に居住する意思がある方

<Iターン者>・・・次の(1)~(3)のいずれにも該当する方

- (1) 本市に転入する前の直近1年間、連続して市外に居住していた方で令和3年1月1日以降に本市に住民登録された方
- (2) 申請年の1月1日に40歳未満で本市に住民登録があり、現に居住し就労している方。
- (3) 住民登録の日から3年を超える期間、本市に居住する意思がある方

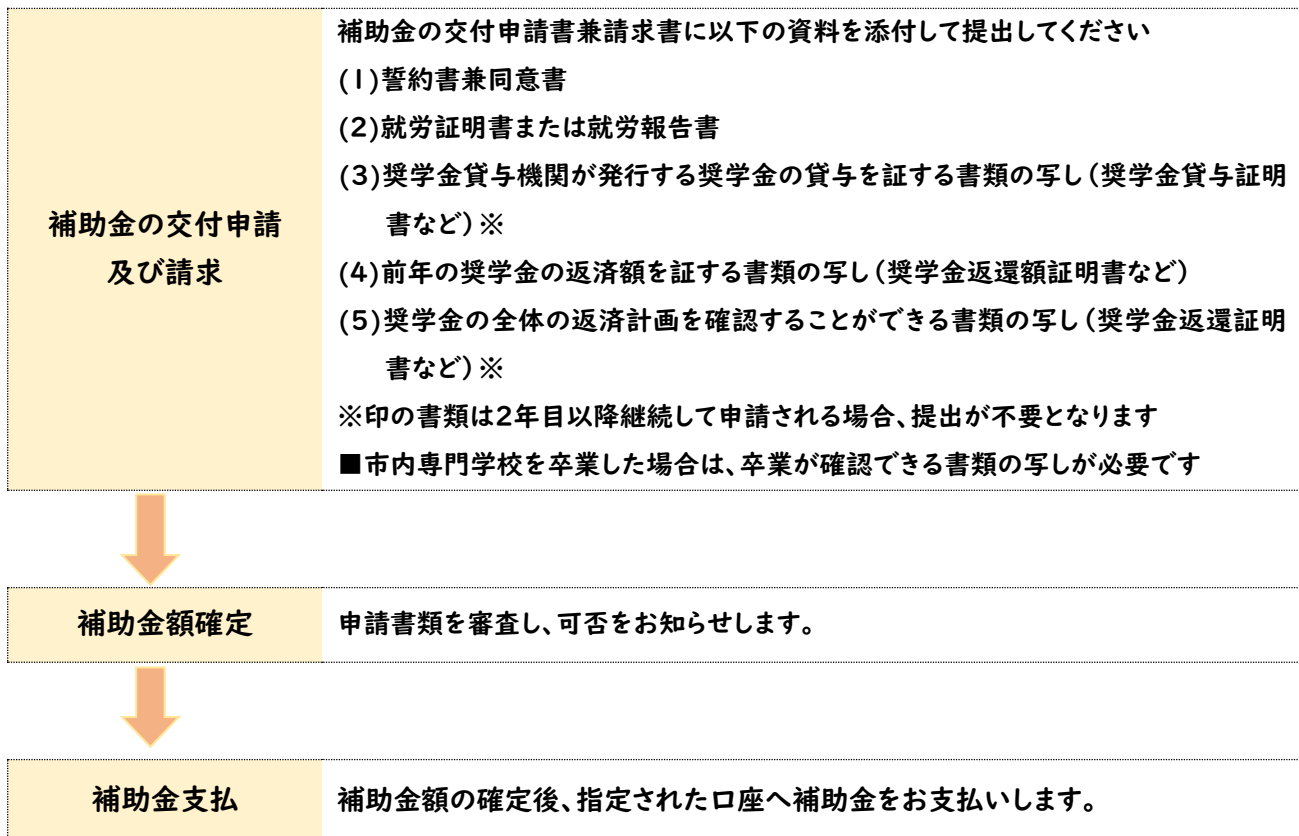
※ただし、次のいずれかに該当する場合は、補助対象となりません

- ・国の機関又は地方公共団体の正規職員
- ・転勤に伴う転入者
- ・市税の滞納がある方
- ・奨学金の返還を滞納している方

申請方法

補助対象者要件をご確認のうえ、「UIターン者奨学金返還支援事業補助金交付申請書兼請求書」に必要な書類を添付して提出してください

手続きの流れ



留意事項

次のいずれかに該当するときは、佐渡市UIターン者奨学金返還支援事業補助金交付要綱の規定に基づき、補助金の全部を返還していただく場合があります

- (1) 住民登録の日から3年以内に市外に転出又は居住の実態がないと判断したとき
- (2) 市税を滞納したとき
- (3) 補助金の申請に関し、偽りその他不正の行為があったとき
- (4) 4年目以降申請する場合は、申請年度の間、居住の意思があること

《制度・移住に関する申請・お問い合わせ先》

佐渡市役所 地域振興部 移住交流推進課

〒952-1292 新潟県佐渡市千種232

TEL 0259-67-7153 E-mail:r-iju@city.sado.niigata.jp

さどくらしテラス(移住総合相談窓口)

TEL 080-2596-5371 E-mail:sado-iju@city.sado.niigata.jp

